

6 企画書等の提出期限及び提出場所

- (1) 提出期限：令和元年 6 月 27 日(木) 12:00
- (2) 提出先：茨城県つくば市観音台 2-1-9
農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター総務課用度係

7 審査の実施

- (1) 「「知」の集積による産学連携推進事業のうちプロデューサー活動支援事業の企画審査について」に基づき、書面審査及びヒアリング審査を経て、予算の範囲内で契約候補者を選定する。
- (2) ヒアリング審査は令和元年 7 月上旬頃に農林水産省本省で実施する。ヒアリング審査の会場、説明時間、出席者数の制限等については、ヒアリング審査の対象になった者に対して、ヒアリング審査の 7 日前までに直接連絡する。
- (3) 上記により連絡を受けた者は、指定された場所及び時間において、提出した企画書等の説明を行うものとする。
- (4) 審査結果は、企画書等の提出者に遅滞なく通知する。

8 企画案の無効

本公示に示した参加資格を満たさない者の企画書等は無効とする。

9 その他

本公示に記載なき事項は、「知」の集積による産学連携推進事業のうち研究開発プラットフォーム運営等委託事業に係る企画競争応募要領による。

以上、公告する。

令和元年 5 月 30 日

支出負担行為担当官
農林水産技術会議事務局
筑波産学連携支援センター
センター長 松井 章房

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成 19 年農林水産省訓令第 22 号)が制定されています。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施します。詳しくは、当省のホームページ(http://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf)をご覧ください。